

(24) 道路特定財源の見直し

道路特定財源については、「道路特定財源の見直しに関する具体策」（平成18年12月8日閣議決定）に基づく見直しを進めます。

道路特定財源の見直しに関する具体策（平成18年12月8日閣議決定）

我が国の競争力、成長力の確保や地域の活性化のため必要な道路整備を計画的に進めることは、引き続き、重要な課題である。他方、我が国財政は極めて厳しい状況にあり、国民負担の最小化のため、歳出削減を徹底し、ゼロベースで見直すことが必要となっている。

このため、昨年末の政府与党合意、行革推進法等に基づく道路特定財源の見直しについては、以下に定めるところにより行うものとする。

1. 道路整備に対するニーズを踏まえ、その必要性を具体的に精査し、引き続き、重点化、効率化を進めつつ、真に必要な道路整備は計画的に進めることとし、19年中に、今後の具体的な道路整備の姿を示した中期的な計画を作成する。

特に、地域間格差への対応や生活者重視の視点を踏まえつつ、地方の活性化や自立に必要な地域の基幹道路の整備や渋滞解消のためのバイパス整備、高速道路や高次医療施設への広域的アクセスの強化など、地域の自主性にも配慮しながら、適切に措置する。

2. 20年度以降も、厳しい財政事情の下、環境面への影響にも配慮し、暫定税率による上乗せ分を含め、現行の税率水準を維持する。

3. 一般財源化を前提とした国の道路特定財源全体の見直しについては、税率を維持しながら、納税者の理解を得ることとの整合性を保ち、

- ① 税収の全額を、毎年度の予算で道路整備に充てることを義務付けている現在の仕組みはこれを改めることとし、20年の通常国会において所要の法改正を行う。

- ② また、毎年度の予算において、道路歳出を上回る税収は一般財源とする。

4. なお、以上の見直しと併せて、我が国の成長力や地域経済の強化、安全安心の確保など国民が改革の成果を実感できる政策課題に重点的に取り組む。その一環として、国民の要望の強い高速道路料金の引下げなどによる既存高速ネットワークの効率的活用・機能強化のための新たな措置を講ずることとし、20年の通常国会において、所要の法案を提出する。

1. 道路整備の中期計画（仮称）の作成

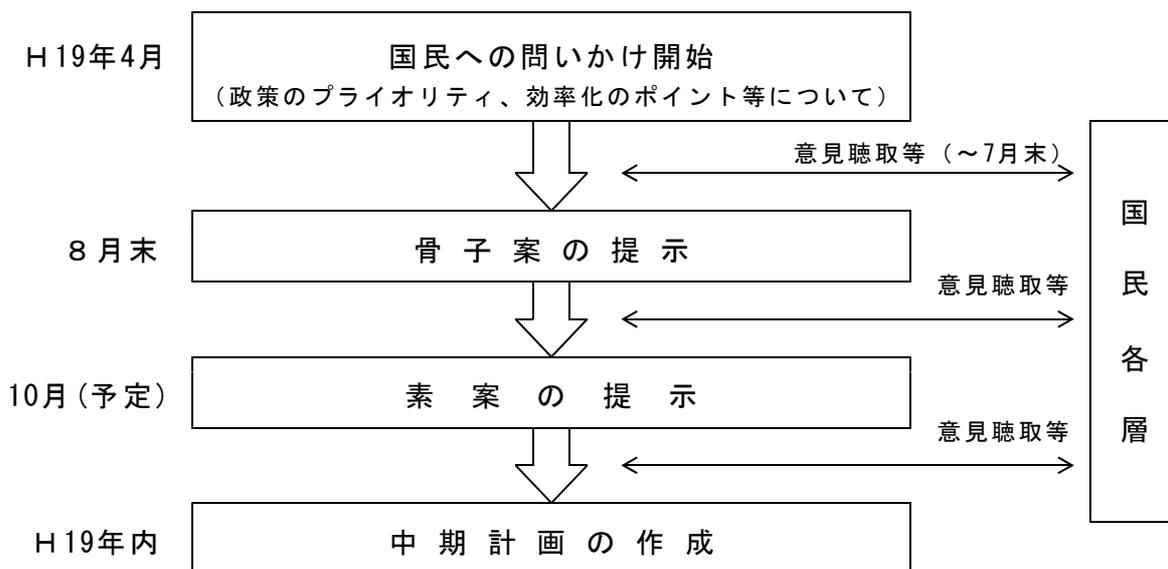
「道路特定財源の見直しに関する具体策」に基づき、道路整備に対するニーズやその必要性を踏まえ、引き続き重点化、効率化を進めつつ、真に必要な道路整備を計画的に進めるため、平成19年中に、今後の具体的な道路整備の姿を示した中期的な計画（以下、「中期計画」という。）を作成します。

中期計画では、真に必要な道路整備について、中期的な整備目標とその達成に必要な事業量を明示することを想定しており、国民の幅広い意見を繰り返し聴きながら計画を作成していきます。

中期計画作成にあたっての基本方針

1. わが国の競争力、成長力の確保や地域の活性化などの喫緊の政策課題に的確に対応するため、道路政策として取り組む施策の一層の重点化を図ること。
2. 取り組む事業について、これまで以上のコスト縮減を図るなど効率化を徹底すること。
3. 国土形成計画、社会資本整備重点計画など、国全体の計画や政策と連携を図ること。
4. 多様な手段を活用して、誰でも意見が言える環境を整備し、国民各層の意見を全国的に幅広く、繰り返し聴きながら作成すること。

(参考) 中期計画作成に係るスケジュール



2. 道路特定財源諸税に関する税制改正

道路特定財源諸税については、受益者負担の考え方にに基づき、平成15年度以降5箇年間ににおける必要な道路投資規模を踏まえ、平成19年度まで暫定税率を適用してきたところです。

平成20年度以降、道路特定財源諸税については、道路整備の中期計画を作成し、真に必要な道路整備を計画的に進めるなど、「道路特定財源の見直しに関する具体策」の実施を図るため、所要の税制上の措置を講ずることとします。

道路特定財源諸税一覧

	燃料の消費	自動車の取得	自動車の保有
ガソリン車	ガソリン税 (揮発油税(国税、国の財源) $48.6\text{円}[24.3\text{円}]/\text{リットル}$ 地方道路税(国税、地方の財源) $5.2\text{円}[4.4\text{円}]/\text{リットル}$	自動車取得税 (地方税、地方の財源)	自動車重量税 (国税、国・地方の財源)
軽油車	軽油引取税(地方税、地方の財源) $32.1\text{円}[15.0\text{円}]/\text{リットル}$	自家用車 (取得価額の $5\%[3\%]$	自家用乗用車 $6,300\text{円}[2,500\text{円}]$ $/0.5\text{t年}$
LPG車	石油ガス税(国税、国・地方の財源) $17.5\text{円}/\text{kg}$		

<注> 1. \square は暫定税率 ([]内は本則税率)

2. 暫定税率の適用期限は、平成20年3月31日(自動車重量税のみ平成20年4月30日)

3. 石油ガス税については、暫定税率は設定されていない